装管調第２５７号
２７．１０．１
一部改正　装管調第８７３７号
令和４年５月３０日

調 達 事 業 部 長
各地方防衛局長　殿

防衛装備庁調達管理部長
（ 公 印 省 略 ）

制限付一般競争について（通知）

標記について、契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第２５２号。２７．１０．１）第２１条の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：制限付一般競争実施要領
写送付先：調達企画課長、原価管理官、企業調査官、東海防衛支局長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

# 制限付一般競争実施要領

（趣旨）

１　この要領は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７３条及び防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第３８条の規定に基づき行う一般競争（以下「制限付一般競争」という。）の事務手続について定めるものとする。

（制限付一般競争の資格）

２　制限付一般競争に付する場合において定めることができる競争参加資格は、次の各号に掲げる資格とする。

⑴　契約の性質又は目的により、物品の納入期限の厳守等当該契約の適正な履行の確保を図るため必要があると認める場合には、物品の納入場所等に関する事項についての資格

⑵　特殊な物品等の契約について、その物品等の供給の実績がある者に行わせる必要があると認める場合には、当該供給の実績に関する事項についての資格

⑶　特殊な物品の製造等の契約について、その性質上特殊な技術又は機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要があると認める場合には、当該技術又は機械器具又は生産設備等に関する事項についての資格

⑷　物品の製造又は購入の契約について、当該契約の適正な履行を図るため銘柄を指定する必要があると認める場合には、当該銘柄に関する事項についての資格

（制限付一般競争の対象契約）

３　前項に定める資格を有する者に行わせる必要があると認められる契約は、制限付一般競争契約とする。ただし、当該契約において、制限付一般競争契約としないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

⑴　調達要求の金額が５００万円を超えない製造をさせるとき

⑵　調達要求の金額が３００万円を超えない財産を買い入れるとき

⑶　予定賃借料の年額又は総額が１６０万円を超えない物件を借り入れるとき

⑷　製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその調達要求の金額が２００万円を超えないものをするとき

（資格の決定）

４　調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官、調達事業部輸入調達官、調達事業

部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、調達事業部航空機調達官付回転翼室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長（以下「物別調達官及び室長」という。）は、調達伺の作成に当たって、制限付一般競争に該当すると認められる場合には、当該調達伺に、適用条項及びその理由を記入するものとする。

（資格の公示）

5　物別調達官及び室長は、公告において、前項の規定に基づいて制限する資格を入札参加資格に加えるとともに、必要に応じ、入札説明会又は入札説明書で細部の補足説明を行うものとする。この場合において、資格の確認のための資料等を提出させるときは、契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第２５２号。２７．１０．１）第６４条第２項の適用に当たっては、「入札の期日」とあるのは、「資格の確認のための資料等の締め切り日」と読み替えるものとする。

（資格の確認）

6　物別調達官及び室長は、第４項により定めた入札参加者の資格の有無を、入札日までに確認するものとする。この場合において、物別調達官及び室長は、必要に応じて、入札参加者の特殊な技術又は機械等の有無の確認等について、地方防衛局長等（北海道防衛局、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。）に依頼するものとし、依頼を受けた地方防衛局長等は、依頼された事項を確認の上、回答するものとする。

（工場等への立ち入り確認）

7　物別調達官及び室長は、前項の確認を行うに当たり、入札参加者の工場等に立ち入ることが必要であると認める場合には、事前に、立ち入りの人数、立ち入りの日時等について、入札参加者及び補助者と調整し、その旨を、当該入札参加者に、通知書（別記様式）により通知するものとする。

（その他）

8　物別調達官及び室長は、制限付一般競争の実施について疑問等が生じた場合には、その都度、調達企画課長と調整の上解決するものとする。

別記様式

発簡記号・番号
○.　○.　○

住所
会社名
代表者名　　殿

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官

入札参加資格の確認について（通知）

貴社が参加を希望している入札に係る参加資格について、下記のとおり確認する必要がありますので協力されたく通知します。

記

1　参加を希望している入札に付する事項

| 調達要求番号 | 品　名 | 規　格 | 数　量 | 納入場所 | 納　期 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

2　該当する資格

3　確認担当者（官職・氏名）

4　確認する事項

5　確認日時

6　確認場所

7　その他